令和８年４月１日
株式会社ナクアホテル&リゾーツマネジメント

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて＜令和８年度＞

株式会社ナクアホテル＆リゾーツマネジメントは、輸送の安全確保のため、安全最優先・法令遵守・継続的改善を推進し、全社員が一丸となって安全な輸送に取り組んでまいります。

《安全方針》 安全はすべての業務に優先する

◇ 安全最優先 (安全第一)
◇ 安全に関する法令及び安全管理規程の遵守
◇ 安全に関する教育及び研修による安全意識の徹底
◇ 輸送の安全に関する PDCA サイクルを確実に実行

１．輸送の安全に関する基本方針

(1) 代表者は、輸送の安全は事業経営の根幹であることを深く認識し、すべての従業員にこれを理解させ業務を遂行していきます。
(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、真摯に職務を遂行していきます。
(3) 安全研修等の会議体を通じて安全に関する自覚及び危険予知の能力を高めていきます。
(4) 運輸マネジメント(Plan Do Check Act)を実施し、安全対策を見直しながら輸送の安全性向上を図っていきます。

2．輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

事故の区分	令和７年度*		令和８年度*
	目標	実績	目標
人身事故	0	0	0
物損事故	0	2	0
健康起因	0	0	0
車両故障	0	1	0
総計	**0**	**3**	**0**

自動車事故報告規則第２条に規定するバス事故に関する統計

事故の区分	事故の定義	令和７年度*		令和８年度*
		目標	実績	目標
転覆事故	自動車が転覆（道路上において路面と３５度以上傾斜）したもの	0	0	0
転落事故	自動車が道路外に転落（落差が０．５ｍ 以上）したもの	0	0	0
火災事故	自動車又はその積載物が火災したもの	0	0	0
鉄道事故	鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突又は接触したもの	0	0	0
衝突事故	１０台以上の自動車の衝突又は接触生じたもの	0	0	0
死傷事故	死者又は重傷者を生じたもの	0	0	0
負傷事故	１０人以上の負傷者を生じたもの	0	0	0
旅客事故	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作措置の不適切な操作により、旅客に１１日以上医師の治療を要する傷害が生じたもの	0	0	0
法令違反事故	酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの	0	0	0
疾病事故	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0	0	0
救護義務違反事故	救護義務違反があったもの	0	0	0
運行不能事故	自動車の装置（原動機、動力伝達装置、車輪、車軸、操縦装置、燃料装置など、ほぼ全ての装置が該当する）の故障により、自動車の運行ができなくなったもの	0	1	0
車輪脱落事故	車輪の脱落、被けん引自動車の分離生じたもの（故障によるものに限る。）	0	0	0
鉄道障害事故	橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、３時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0	0	0
高速道路障害事故	高速自動車国道又は自動車専用道路において、３時間以上自動車の運行を禁止させたもの	0	0	0
上記に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に認めて報告を指示したもの		0	0	0
総計		**0**	**1**	**0**

*令和７年度とは令和７年１月１日から令和７年１２月３１日を指します。
*令和８年度とは令和８年１月１日から令和８年１２月３１日を指します。

3．輸送の安全に関する情報の伝達体制

輸送の安全に関する組織体系と指揮命令系統は資料１の通り

4．輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 経営トップ及び安全統括管理者による安全総点検

・経営トップ及び安全統括管理者は随時営業所へ赴き、現場の運行管理状況等の総点検及び会社の安全に関する基本的な方針、重点施策について訓示を行うなど社内周知を行っています。

(2) 全車両へのドライブレコーダー活用による事故防止

・前方画像の記録に加え、車内向けカメラによる運転者の行動を記録し、記録された映像から運転者の運転行動を分析し、安全運転に対する個別指導に役立てるなど事故防止に努めています。

(3) 定例安全対策会議の実施

・輸送の安全確保に関し、安全統括管理者、営業所長及び統括運行管理者による安全対策会議を定期的に開催し、現場での運行管理に関する問題点、改善要望等を取りまとめた上で協議を行い、ＰＤＣＡサイクルに則って不断に安全管理の改善に努めています。

(4) 事故防止啓蒙活動

・全国交通安全運動及び年末年始の輸送安全総点検による事故防止運動に際し対象期間における事故防止運動を実施し、無事故に対する全社的な意識の高揚を図っています。

(5) ヒヤリハット情報の収集と共有

・随時、全運転者からのヒヤリハット情報を収集、分類化して全営業所に掲示するなど情報の共有化を図るほか事故防止教育に努めています。

5．輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、計画

(1) 運転者

① 全運転者対象の年間教育計画に則った事故防止教育
② 新入運転者入社時教育（座学・走行訓練）
③ 自動車事故対策機構による運転者適正診断及び初任者適正診断結果に伴う個別指導
④ ＳＡＳ(無呼吸症候群)スクリーニング検査の実施
⑤ 脳ドックによる検査を実施
⑥ ドライブレコーダーの記録を用いた個別指導

(2) 運行管理者・整備管理者・同補助者

① 自動車事故対策機構による運行管理者基礎講習及び一般講習の受講

② 安全統括管理者、統括運行管理者等による、運行管理者、整備管理者等に対する教育の実施
③ 国土交通省による整備管理者講習及び整備管理者選任前研修の受講
④ 国土交通省、自動車事故対策機構、バス協会主催の各安全講習会の受講

6．輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和 7 年度において安全統括管理者及び内部監査員により、営業所における「輸送の安全に関する内部監査」を実施した結果、営業所共に関係法令、規則遵守及び運輸安全マネジメントの主旨を十分理解し、弊社の掲げる安全方針を究極の目標として輸送の安全に取り組んでおり、安全管理体制は概ね機能していることを確認致しました。

尚、令和 8 年度につきましては令和 8 年 5 月、１１月の年 2 回実施予定となっております。

7．輸送の安全に関する重点施策

(1) 全社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において運輸マネジメント情報を伝達、共有致します。
(5) 運転者の健康管理を徹底いたします。
(6) 輸送の安全に関する教育及び研修等を年間計画に基づき確実に実施致します。

8．各情報の公表

☆安全管理規程　資料 3 の通りとなります。
☆事故 3 件(人身事故 0 件/物損事故 2 件/故障 1 件/その他 0 件)
☆安全統括管理者　管理支配人　佐々木　克彦
☆運転者　　選任運転者 8 名
☆運行管理者　　運行管理者 4 名/運行管理補助者 4 名
☆整備管理者　　整備管理者 3 名/整備管理補助者 6 名
☆事業用自動車　大型 3 両/中型 3 両/小型 0 両　計 6 両